

## 2019年度関税割当証明書の「早期返納」のご案内

関税割当証明書につきましては、以下のいずれかに該当する場合、速やかに「返納」をお願いいたします。

- 【1】証明書の割当数量を全て使用した場合
- 【2】証明書の有効期間が満了した場合
- 【3】証明書を使用しないこととなった場合

※平成30年度（2018年度）の関税割当証明書が返納されていない場合は、2019年度以降の関税割当申請は認められません。

### 証明書の返納（提出書類参照：2019年度関税割当公表P15～16「第15 証明書の返納」）

■期限：上記【1】～【3】いずれかの事実が発生した日から1か月以内です。（随時受付。）

■郵送による受付：

申請者自身が申請した証明書に限り、「**12月27日必着分**」まで郵送での受付も可能です。以下の**条件**を満たす場合に限りです。（委任状による本郵送手続きは不可。）

#### 条件

- ① 九州経済産業局へ、必ず事前に電話連絡してください。→電話：092-482-5425
- ② 提出用の封筒  
→レターパックプラス又は簡易書留郵便をご利用のうえ、郵送してください。
- ③ 返信用封筒  
→レターパックプラス（受取人の申請者名・住所等を記載すること）又は簡易書留用封筒（必要な金額の切手を貼付、受取人の申請者名・住所等を記載すること）を同封してください。

※返信用封筒が同封されていない場合は、窓口でのお渡しとなります。

### 割当の数量変更（提出書類参照：2019年度関税割当公表P15～「第14 証明書の割当数量の変更（割当数量の一部返納）」）

■郵送による受付：

申請者自身が申請した証明書に限り、「**12月27日必着分**」まで郵送での受付も可能です。返納と同様、上記**条件**を満たす場合に限りです。（委任状による本郵送手続きは不可。）

【参考】2019年度関税割当公表17ページ「第16 返納された割当数量の取扱い」

返納日	基準
証明書の発給日以降、 2019年11月6日（水）まで	消化率計算の際においてのみ、全てを使用したものとみなす。
2019年11月7日（木）から 2019年12月27日（金）まで	消化率計算の際においてのみ、2分の1を使用したものとみなす。
2020年1月6日（月）以降	消化率計算の際においても、使用したとはみなさない。

**注意！** 関税割当証明書での輸入通関に係る全ての原本は、5年間の保存義務があります。紛失等には十分ご注意ください！

（参照：2019年度関税割当公表P16～「第15 証明書の返納」3 提出書類の保存、2019年度関税割当注意事項P9～「9 その他」(3) 提出書類の保存）

## 関税割当証明書に係る変更手続きについてのご案内

（提出書類参照：2019年度関税割当注意事項 P7～「4 証明書の内容変更（届出）」）

証明書に記載された次の事項に変更があった場合には、速やかに証明書の発給を受けた窓口へ変更届出書の提出を行ってください。

※関税割当証明書に記載されている事項に“何らかの変更が発生する見込み”の時点で、発給を受けた窓口へ事前のご連絡（ご相談）をお願いいたします。

■届出該当事項：証明書に記載の「住所」、「電話番号」、「法人の代表権者（役職、氏名）」

■期限：上記届出該当事項のいずれかの変更が発生した日以降、速やかに。（随時受付。）

■郵送による受付：

申請者自身が申請した証明書に限り、「2月28日必着分」まで郵送での受付も可能です。返納、数量変更と同様、前頁条件を満たす場合に限りです。  
（委任状による本郵送手続きは不可。）

## ご本人確認について

（参照：2019年度関税割当公表 P18～「第18 その他」3 身分確認について、2019年度関税割当注意事項 P9～「9 その他」(2) 身分確認について）

窓口で各諸手続き（申請、返納、証明書の受領、変更申請又は届出等）を行う際には、必ずご本人確認（身分確認）をいたしますので、身分証明書等のお忘れがないようご注意ください。

●申請者ご本人（法人の場合は代表権者）が窓口にお見えになる場合

以下の①～⑨までの、いずれか一つをご提示ください。

●従業員の方が窓口にお見えになる場合

以下の①又は②（社名が確認できるものに限る）のいずれか一つの提示、①又は②がない場合は従業員証明書（注意事項様式第4）+③～⑨のいずれか一つの提示が必要となります。

●代理の方がお見えになる場合

関税割当注意事項に定める「委任状（代理人用）」（注意事項様式第3）が必要となります。

※手続き内容について詳細をお尋ねしますので、代理人は委任を受けた申請内容についてよくご理解された上でお越しくください。

- ①社員証、②各種健康保険証、
- ③運転免許証、④各種年金手帳、⑤各種福祉手帳、⑥住民基本台帳（写真入りのもの）、
- ⑦外国人登録証又は在留カード、⑧旅券（パスポート）、⑨個人番号カード

### 【関税割当手続きに係る問い合わせ先】

九州経済産業局 国際部 国際課 通商係  
〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎（本館7階）  
☎092-482-5425、FAX092-482-5321

「窓口の受付時間」 午前10:00～11:45、午後14:00～16:00

「電話対応時間」 9:30～17:00（12:00～13:00の昼休みを除く）